

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 一般廃棄物処理施設の設置の許可申請 (循環型社会推進課) 一
- 産業廃棄物処理施設の設置の許可申請 (同) 二
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者) (農林水産経営支援課) 二
- 認証食品の認証 (食産業振興課) 三
- 昭和三十五年宮城県告示第三百四十五号(海岸保全区域の指定)の一部改正 (農林整備課) 三
- 保安林の指定の解除 (森林整備課) 九
- 建設業許可の取消し (事業管理課) 九
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出 (大河原地方振興事務所) 一〇
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出 (東部地方振興事務所) 一一
- 公 告
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (情報システム課) 一二
- 開発行為に関する工事の完了(四件) (建築宅地課) 一二
- 公安委員会
- 警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則 一三
- 技能検定員及び教習指導員資格審査の実施 一三

告 示

- 宮城県告示第六百三十二号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第八条第一項の規定により

一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により告示し、関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、同条第六項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十六年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 有限会社築館クリンセンター

2 所在地 栗原市築館字上高森六十一番地の七十四

3 代表者の氏名 代表取締役 柏木 裕

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所

栗原市築館字上高森四十九番地四の一部、四十九番地五、四十九番地二十九、四十九番地三十、五十番地一の一部

三 新設又は変更の別

新設

四 一般廃棄物処理施設の種類

焼却施設

五 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

可燃ごみ

六 申請年月日

平成二十六年七月二日

七 縦覧場所等

1 縦覧場所 宮城県環境生活部循環型社会推進課

2 縦覧期間 平成二十六年七月十八日から平成二十六年八月十八日まで(午前八時三十分から午後五時十五分まで)

3 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十六年九月二日

2 提出場所 宮城県環境生活部循環型社会推進課

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人に

宮城県北部保健福祉事務所(大崎保健所)

宮城県北部保健福祉事務所(大崎保健所)

宮城県北部保健福祉事務所(大崎保健所)

宮城県北部保健福祉事務所(大崎保健所)

あつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第六百三十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により告示し、関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、同条第六項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十六年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 有限会社築館クリーンセンター

2 所在地 栗原市築館字上高森六十一番地の七十四

3 代表者の氏名 代表取締役 柏木 裕

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

栗原市築館字上高森四十九番地四の一部、四十九番地五、四十九番地二十九、四十九番地三十、五十番地一の一部

三 新設又は変更の別

新設

四 産業廃棄物処理施設の種類の

汚泥の焼却施設

廃油の焼却施設

廃プラスチック類の焼却施設

産業廃棄物の焼却施設

五 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

産業廃棄物

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

特別管理産業廃棄物

廃油（産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類及び特定有害産業廃棄物を含むもの）

廃酸（水素イオン濃度指数二・〇以下のもの及び特定有害産業廃棄物を含むもの）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数十二・五以上のもの及び特定有害産業廃棄物を含むもの）
感染性産業廃棄物

汚泥（特定有害産業廃棄物を含むもの）

六 申請年月日

平成二十六年七月二日

七 縦覧場所等

1 縦覧場所 宮城県環境生活部循環型社会推進課

宮城県北部保健福祉事務所（大崎保健所）

2 縦覧期間 平成二十六年七月十八日から平成二十六年八月十八日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

八 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十六年九月二日

2 提出場所 宮城県環境生活部循環型社会推進課

宮城県北部保健福祉事務所（大崎保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第六百三十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあつた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十六年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	区域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第百五十五加入区	平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定） 宮城県漁業協	平成二十六年七月一日	牡鹿郡女川町出島字出島五 須田 勝浩 牡鹿郡女川町出島字合ノ浜六十一 武山 昭男	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第十八条の四に規定する特定かき養殖業	九人

同組合の女川町支所の地区のうち出島の区域

○宮城県告示第六百三十五号
宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十六年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品目	申請者の氏名又は名称	製造業者の名称又は屋号	製造所等の所在地
百十一 (みそ)	しそ巻き	七福 佐々木米子	七福	大崎市三本木字西沢十八番地十

二 認証年月日

平成二十六年七月十一日

○宮城県告示第六百三十六号

昭和三十五年宮城県告示第三百四十五号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県仙台台湾沿岸浦戸海岸寒風沢地区海岸鰐ヶ淵地先海岸、赤藻崎地先海岸及び東三西浦地先海岸に係る表を次のように改める。

宮城県 浦戸海 寒風沢 鰐ヶ淵C 基点A点
 仙台台湾 岸 地区海 地先海岸 塩竈市浦戸寒風沢字鰐ヶ淵七番一の北緯三八度二〇分二二秒二四六八東経一四一度〇七分四六秒二五五五の地点
 沿岸 岸 基点

- (イ)点は、北緯三八度二〇分二一秒一五〇八東経一四一度〇七分四六秒五一六三の地点
- (ロ)点は、北緯三八度二〇分二一秒一五七五東経一四一度〇七分四六秒五六三四の地点
- (ハ)点は、北緯三八度二〇分二一秒〇八八三東経一四一度〇七分四六秒八八二四の地点

- (ニ)点は、北緯三八度二〇分一秒七二九〇東経一四一度〇七分四七秒三三七八の地点
- (ホ)点は、北緯三八度二〇分一秒九七〇七東経一四一度〇七分四六秒六七三六の地点
- (ヘ)点は、北緯三八度二〇分一秒〇一三三東経一四一度〇七分四三秒七二〇六の地点
- (ト)点は、北緯三八度二〇分一秒〇一一五東経一四一度〇七分四三秒七一五一の地点
- (チ)点は、北緯三八度二〇分一秒四〇六一東経一四一度〇七分四三秒五〇九〇の地点
- (リ)点は、北緯三八度二〇分一秒六六七二東経一四一度〇七分四三秒三七二四の地点
- (ヌ)点は、北緯三八度二〇分一秒七七七八東経一四一度〇七分四三秒三三五六の地点
- (ル)点は、北緯三八度二〇分一秒九九七四東経一四一度〇七分四三秒一九九九の地点
- (ヲ)点は、北緯三八度二〇分一秒〇五八七東経一四一度〇七分四三秒二九二〇の地点
- (ワ)点は、北緯三八度二〇分一秒〇九七七東経一四一度〇七分四三秒二八六七の地点
- (カ)点は、北緯三八度二〇分一秒一二六三東経一四一度〇七分四三秒二九〇一の地点
- (コ)点は、北緯三八度二〇分一秒二〇八八東経一四一度〇七分四三秒三四三八の地点
- (ク)点は、北緯三八度二〇分一秒二六二四東経一四一度〇七分四三秒三一五八の地点
- (ケ)点は、北緯三八度二〇分一秒三三二九東経一四一度〇七分四三秒五二四九の地点
- (セ)点は、北緯三八度二〇分一秒七二四五東経一四一度〇七分四三秒五八九三の地点
- (ツ)点は、北緯三八度二〇分二秒二八七三東経一四一度〇

七分四五秒三二五四の地点

(ネ)点は、北緯三八度二〇分二秒三二四一東経一四一度〇七分四五秒三四八八の地点

七分四五秒四五〇三の地点

(ナ)点は、北緯三八度二〇分二秒二四七〇東経一四一度〇七分四五秒四五〇三の地点

七分四五秒六二〇九の地点

(ノ)点は、北緯三八度二〇分二秒一三六七東経一四一度〇七分四五秒六二〇九の地点

(ニ)点は、北緯三八度二〇分二秒一〇七東経一四一度〇七分四五秒七〇四六の地点

七分四五秒七〇四六の地点

(ウ)点は、北緯三八度二〇分二秒一〇六六東経一四一度〇七分四五秒八四〇六の地点

七分四五秒八四〇六の地点

(ハ)点は、北緯三八度二〇分二秒一三〇九東経一四一度〇七分四六秒〇九五八の地点

七分四六秒〇九五八の地点

区域

A、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、

(ワ)、(カ)、(コ)、(ク)、(ケ)、(セ)、(ソ)、(タ)、(チ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、

Aの各点を順次直線で結んだ線により囲まれた区域(座標は

世界測地系による)

基点A点

塩竈市浦戸寒風沢字赤藻崎六番地の北緯三八度二〇分二七

秒〇九二九東経一四一度〇七分四九秒四〇五八の地点

補助点

(イ)点は、北緯三八度二〇分二秒四六九〇東経一四一度〇七分四八秒〇八一九の地点

(ロ)点は、北緯三八度二〇分二秒八三九三東経一四一度〇七分四七秒六四二五の地点

(ハ)点は、北緯三八度二〇分二秒八四六二東経一四一度〇七分四七秒六二五七の地点

(ニ)点は、北緯三八度二〇分二秒八三〇八東経一四一度〇七分四七秒五九二九の地点

(ホ)点は、北緯三八度二〇分二秒八四〇一東経一四一度〇七分四七秒五九二九の地点

(ト)点は、北緯三八度二〇分二秒八四六二東経一四一度〇七分四七秒六二五七の地点

(チ)点は、北緯三八度二〇分二秒八三〇八東経一四一度〇七分四七秒五九二九の地点

(リ)点は、北緯三八度二〇分二秒八四〇一東経一四一度〇七分四七秒五九二九の地点

七分四七秒四〇八〇の地点

(ヘ)点は、北緯三八度二〇分二秒九二二七東経一四一度〇七分四七秒三八三二の地点

七分四七秒三八三二の地点

(ト)点は、北緯三八度二〇分二秒九五六一東経一四一度〇七分四七秒四〇七四の地点

七分四七秒四〇七四の地点

(チ)点は、北緯三八度二〇分二秒一八七三東経一四一度〇七分四七秒二七二五の地点

七分四七秒二七二五の地点

(リ)点は、北緯三八度二〇分二秒三四三六東経一四一度〇七分四七秒〇二四四の地点

七分四七秒〇二四四の地点

(ヌ)点は、北緯三八度二〇分二秒七四三九七東経一四一度〇七分四六秒九八一一の地点

七分四六秒九八一一の地点

(ル)点は、北緯三八度二〇分二秒七四四五〇東経一四一度〇七分四七秒〇九二五の地点

七分四七秒〇九二五の地点

(ヲ)点は、北緯三八度二〇分二秒七八五〇六東経一四一度〇七分四七秒〇一二四の地点

七分四七秒〇一二四の地点

(ワ)点は、北緯三八度二〇分二秒八四六〇九東経一四一度〇七分四八秒二九八六の地点

七分四八秒二九八六の地点

(カ)点は、北緯三八度二〇分二秒九二二九東経一四一度〇七分四九秒七三八七の地点

七分四九秒七三八七の地点

(コ)点は、北緯三八度二〇分二秒八四六〇八一東経一四一度〇七分五〇秒二七三九の地点

七分五〇秒二七三九の地点

(ク)点は、北緯三八度二〇分二秒八四五〇三東経一四一度〇七分五〇秒二八六九の地点

七分五〇秒二八六九の地点

(セ)点は、北緯三八度二〇分二秒八四四三東経一四一度〇七分五〇秒四三七二の地点

七分五〇秒四三七二の地点

(ソ)点は、北緯三八度二〇分二秒八四二六八東経一四一度〇七分五〇秒四六〇二の地点

七分五〇秒四六〇二の地点

(タ)点は、北緯三八度二〇分二秒八二五五東経一四一度〇七分五〇秒四三三六の地点

七分五〇秒四三三六の地点

(ネ)点は、北緯三八度二〇分二秒八二〇七一東経一四一度〇七分五〇秒四六八三の地点

(イ)点は、北緯三八度二〇分二八秒一九四五東経一四一度〇七分五〇秒六〇三〇の地点
 (ロ)点は、北緯三八度二〇分二七秒九〇一五東経一四一度〇七分五〇秒六〇三〇の地点
 (ハ)点は、北緯三八度二〇分二七秒七四〇九東経一四一度〇七分五〇秒六一九六の地点
 区域

A、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(ワ)、(カ)、(コ)、(ク)、(ケ)、(セ)、(ソ)、(タ)、(チ)、(ニ)、(ノ)及びAの各点を順次直線で結んだ線により囲まれた区域(座標は世界測地系による)

宮城県 浦戸海 寒風沢 東三百浦 基点A点
 仙台湾 岸 地区海 III地先海 塩竈市浦戸寒風沢字東三百浦一八番地の北緯三八度二〇分四四秒三三八九東経一四一度〇七分四七秒一八七一の地点
 沿岸 岸 岸 補助点

(イ)点は、北緯三八度二〇分四四秒七五二一東経一四一度〇七分四七秒〇五五九の地点
 (ロ)点は、北緯三八度二〇分四五秒一九〇三東経一四一度〇七分四七秒〇二四〇の地点
 (ハ)点は、北緯三八度二〇分四五秒八二六三東経一四一度〇七分四七秒一七一一の地点
 (ニ)点は、北緯三八度二〇分四六秒一一三四東経一四一度〇七分四七秒八三七五の地点
 (ホ)点は、北緯三八度二〇分四六秒二一〇四東経一四一度〇七分四七秒九四二五の地点
 (ヘ)点は、北緯三八度二〇分四六秒二二二八東経一四一度〇七分四七秒九八三四の地点
 (ト)点は、北緯三八度二〇分四六秒二五七三東経一四一度〇七分四八秒二〇二四の地点
 (チ)点は、北緯三八度二〇分四六秒二六一七東経一四一度〇七分四八秒四六三〇の地点

(リ)点は、北緯三八度二〇分四六秒一三六四東経一四一度〇七分四九秒三三六〇の地点
 (ヌ)点は、北緯三八度二〇分四五秒〇二二七東経一四一度〇七分四九秒〇七八一の地点
 (ル)点は、北緯三八度二〇分四四秒八四二二東経一四一度〇七分四九秒一七二七の地点
 (ヲ)点は、北緯三八度二〇分四三秒八五八東経一四一度〇七分五〇秒五〇六一の地点
 (ワ)点は、北緯三八度二〇分四三秒二四一九東経一四一度〇七分四九秒七七三九の地点

(カ)点は、北緯三八度二〇分四三秒二三一〇東経一四一度〇七分四九秒七四二七の地点
 (コ)点は、北緯三八度二〇分四三秒二六二七東経一四一度〇七分四九秒五五八四の地点
 (ク)点は、北緯三八度二〇分四三秒二二六一東経一四一度〇七分四九秒五一七〇の地点
 (ケ)点は、北緯三八度二〇分四三秒一一六七東経一四一度〇七分四九秒三七二九の地点
 (セ)点は、北緯三八度二〇分四三秒二一〇一東経一四一度〇七分四九秒一六七二の地点
 (ソ)点は、北緯三八度二〇分四三秒〇九二〇東経一四一度〇七分四八秒五三〇九の地点
 (タ)点は、北緯三八度二〇分四三秒八〇〇一東経一四一度〇七分四七秒五七三八の地点
 区域

A、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(ワ)、(カ)、(コ)、(ク)、(ケ)、(セ)、(ソ)、(タ)、(チ)、(ニ)、(ノ)及びAの各点を順次直線で結んだ線により囲まれた区域(座標は世界測地系による)

宮城県 浦戸海 寒風沢 東三百浦 基点A点
 仙台湾 岸 地区海 IV地先海 塩竈市浦戸寒風沢字東三百浦一九番地の北緯三八度二〇分四九秒七二五八東経一四一度〇七分四六秒二七二六の地点
 沿岸 岸 岸

補助点

- (イ)点は、北緯三八度二〇分四九秒一三二〇東経一四一度〇七分四四秒二九四九の地点
- (ロ)点は、北緯三八度二〇分四九秒一六九〇東経一四一度〇七分四四秒二八六八の地点
- (ハ)点は、北緯三八度二〇分四九秒四一六四東経一四一度〇七分四三秒八六二四の地点
- (ニ)点は、北緯三八度二〇分四九秒四七二二東経一四一度〇七分四三秒七四二〇の地点
- (ホ)点は、北緯三八度二〇分四九秒五四〇三東経一四一度〇七分四三秒七〇九六の地点
- (ヘ)点は、北緯三八度二〇分四九秒六五一六東経一四一度〇七分四三秒七〇三五の地点
- (ト)点は、北緯三八度二〇分四九秒八五六一東経一四一度〇七分四三秒六〇九〇の地点
- (チ)点は、北緯三八度二〇分四九秒八五六二東経一四一度〇七分四三秒五五六二の地点
- (リ)点は、北緯三八度二〇分五〇秒五四五五東経一四一度〇七分四三秒三二二四の地点
- (ヌ)点は、北緯三八度二〇分五一秒二三六三東経一四一度〇七分四五秒五二二一の地点
- (ル)点は、北緯三八度二〇分五一秒六四五二東経一四一度〇七分四六秒八一九七の地点
- (ヲ)点は、北緯三八度二〇分五一秒四二〇一東経一四一度〇七分四六秒七四七五の地点
- (ワ)点は、北緯三八度二〇分五一秒二三三三東経一四一度〇七分四六秒七六九三の地点
- (カ)点は、北緯三八度二〇分五一秒一一二〇東経一四一度〇七分四六秒八二一六の地点
- (コ)点は、北緯三八度二〇分五〇秒九五五五東経一四一度〇七分四七秒〇一二二の地点

- (ク)点は、北緯三八度二〇分五〇秒九一五三東経一四一度〇七分四七秒一六一一の地点
 - (シ)点は、北緯三八度二〇分五〇秒七九六四東経一四一度〇七分四七秒二四一七の地点
 - (ソ)点は、北緯三八度二〇分五〇秒八二二一東経一四一度〇七分四七秒三二〇〇の地点
 - (ツ)点は、北緯三八度二〇分五〇秒七六〇三東経一四一度〇七分四七秒三五〇九の地点
 - (ネ)点は、北緯三八度二〇分五〇秒五八二一東経一四一度〇七分四七秒三四八七の地点
 - (フ)点は、北緯三八度二〇分五〇秒五一〇四東経一四一度〇七分四七秒三三七五の地点
 - (ヲ)点は、北緯三八度二〇分五〇秒四七六三東経一四一度〇七分四七秒二二九四の地点
 - (ム)点は、北緯三八度二〇分五〇秒一〇九四東経一四一度〇七分四七秒四八九五の地点
- 区域
- A、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ワ)、(カ)、(コ)、(ク)、(シ)、(ソ)、(ツ)、(ネ)、(フ)、(ム)及びAの各点を順次直線で結んだ線により囲まれた区域(座標は世界測地系による)
- 宮城県 浦戸海 寒風沢 東三百浦 基点A点
 仙台湾 岸 地区海 VI地先海 塩竈市浦戸寒風沢字東三百浦六番の二北緯三八度二〇分三六秒七三三三東経一四一度〇七分三九秒九八三七の地点
- 沿岸 岸 岸 岸
- 補助点
- (イ)点は、北緯三八度二〇分三六秒五二二〇東経一四一度〇七分三九秒一七二二の地点
 - (ロ)点は、北緯三八度二〇分三六秒二二五二東経一四一度〇七分三七秒八一七四の地点
 - (ハ)点は、北緯三八度二〇分三六秒一一〇四東経一四一度〇七分三七秒五三五九の地点

- (二)点は、北緯三八度二〇分三六秒三四三九東経一四一度〇七分三七秒〇九一四の地点
- (ホ)点は、北緯三八度二〇分三六秒二五一八東経一四一度〇七分三六秒七八四二の地点
- (ハ)点は、北緯三八度二〇分三六秒二〇一八東経一四一度〇七分三六秒五三三八の地点
- (ト)点は、北緯三八度二〇分三六秒二六〇一東経一四一度〇七分三六秒二一二七の地点
- (チ)点は、北緯三八度二〇分三六秒四四〇九東経一四一度〇七分三五秒八二六八の地点
- (リ)点は、北緯三八度二〇分三六秒四六九二東経一四一度〇七分三五秒七九六五の地点
- (ヌ)点は、北緯三八度二〇分三六秒四五九二東経一四一度〇七分三五秒七八八〇の地点
- (ル)点は、北緯三八度二〇分三六秒六一四七東経一四一度〇七分三五秒四五六〇の地点
- (ヲ)点は、北緯三八度二〇分三七秒一二四八東経一四一度〇七分三五秒八四一五の地点
- (ワ)点は、北緯三八度二〇分三七秒五〇六二東経一四一度〇七分三六秒四八〇三の地点
- (カ)点は、北緯三八度二〇分三七秒七〇二六東経一四一度〇七分三六秒九六二二の地点
- (コ)点は、北緯三八度二〇分三八秒〇五八六東経一四一度〇七分三八秒五〇二九の地点
- (ク)点は、北緯三八度二〇分三八秒二二〇九東経一四一度〇七分三九秒一三七二の地点
- (ケ)点は、北緯三八度二〇分三八秒七七三九東経一四一度〇七分四〇秒六三〇三の地点
- (ツ)点は、北緯三八度二〇分三八秒八四七四東経一四一度〇七分四一秒一四〇九の地点
- (ッ)点は、北緯三八度二〇分三八秒一〇八一東経一四一度〇七分四一秒一四〇九の地点

- 七分四一秒三一二六の地点
 - (ネ)点は、北緯三八度二〇分三八秒〇八六二東経一四一度〇七分四一秒二六一七の地点
 - (ナ)点は、北緯三八度二〇分三七秒八七四〇東経一四一度〇七分四一秒二七七三の地点
 - (ラ)点は、北緯三八度二〇分三七秒七六一八東経一四一度〇七分四一秒二三五九の地点
 - (ム)点は、北緯三八度二〇分三七秒五九〇六東経一四一度〇七分四一秒〇五九六の地点
 - (ウ)点は、北緯三八度二〇分三七秒一〇九七東経一四一度〇七分四〇秒九八四一の地点
- 区域
A、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(ワ)、(カ)、(ク)、(ケ)、(ツ)、(ッ)、(コ)、(ク)、(ケ)、(ツ)、(ッ)、(コ)及びAの各点を順次直線で結んだ線により囲まれた区域（座標は世界測地系による）
- 基点A点
塩竈市浦戸寒風沢字東三百浦番地の北緯三八度二〇分三二秒六七三三五東経一四一度〇七分三四秒〇五一五の地点
- 補助点
(イ)点は、北緯三八度二〇分三二秒九五二三東経一四一度〇七分三三秒七一三四の地点
(ロ)点は、北緯三八度二〇分三三秒一〇五七東経一四一度〇七分三三秒四二六七の地点
(ハ)点は、北緯三八度二〇分三三秒一七九五東経一四一度〇七分三三秒三四九六の地点
(ニ)点は、北緯三八度二〇分三三秒八五八九東経一四一度〇七分三二秒六三九八の地点
(ホ)点は、北緯三八度二〇分三五秒六五四東経一四一度〇七分三五秒四一二一の地点
(ツ)点は、北緯三八度二〇分三五秒二五三〇東経一四一度〇七分四一秒一四〇九の地点
- 宮城県 浦戸海 寒風沢 東三百浦
仙台湾 岸 地区海 VII地先海
沿岸 岸 岸
補助点

七分三五秒八三二五の地点

(ト)点は、北緯三八度二〇分三五四秒二四一六東経一四一度〇

七分三五秒八三四〇の地点

(チ)点は、北緯三八度二〇分三五秒〇九三二東経一四一度〇

七分三五秒八八七四の地点

(リ)点は、北緯三八度二〇分三四秒九四五七東経一四一度〇

七分三六秒一五三六の地点

(ヌ)点は、北緯三八度二〇分三四秒七八四六東経一四一度〇

七分三六秒二二七九の地点

(ル)点は、北緯三八度二〇分三四秒六二二七東経一四一度〇

七分三六秒一六八八の地点

(ヲ)点は、北緯三八度二〇分三四秒五七七七東経一四一度〇

七分三六秒二一五九の地点

(ワ)点は、北緯三八度二〇分三四秒五二八三東経一四一度〇

七分三六秒一三九六の地点

(カ)点は、北緯三八度二〇分三四秒二六八一東経一四一度〇

七分三六秒二八六二の地点

(コ)点は、北緯三八度二〇分三四秒一一四一東経一四一度〇

七分三六秒一〇三一の地点

(ク)点は、北緯三八度二〇分三四秒〇三〇三東経一四一度〇

七分三六秒一四五一の地点

区域

A、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(ワ)、(カ)、(コ)、(ク)及びAの各点を順次直線で結んだ線により囲

まれた区域(座標は世界測地系による)

基点A点

宮城県 浦戸海 寒風沢 東三百浦
仙台湾 岸 地区海 Ⅷ地先海 塩竈市浦戸寒風沢字東三百浦一番地の北緯三八度二〇分二

沿岸 岸 岸 八秒一二七東経一四一度〇七分二九秒四〇九一の地点

補助点

(イ)点は、北緯三八度二〇分二八秒一〇九六東経一四一度〇
七分二八秒九〇六二の地点

(ロ)点は、北緯三八度二〇分二八秒一二五九東経一四一度〇

七分二八秒五八〇七の地点

(ハ)点は、北緯三八度二〇分二八秒二〇〇一東経一四一度〇

七分二七秒八四八九の地点

(ニ)点は、北緯三八度二〇分二八秒六一九三東経一四一度〇

七分二七秒六四四九の地点

(ホ)点は、北緯三八度二〇分二八秒六三六六東経一四一度〇

七分二七秒五八五〇の地点

(ヘ)点は、北緯三八度二〇分二八秒七八五七東経一四一度〇

七分二七秒四九七三の地点

(ト)点は、北緯三八度二〇分二八秒八七三一東経一四一度〇

七分二七秒四八四七の地点

(ヲ)点は、北緯三八度二〇分二九秒八五五八東経一四一度〇

七分二七秒六四五四の地点

(リ)点は、北緯三八度二〇分二九秒七四一〇東経一四一度〇

七分二八秒七七七五の地点

(ル)点は、北緯三八度二〇分二九秒七三二九東経一四一度〇

七分二八秒九四〇〇の地点

(カ)点は、北緯三八度二〇分二九秒七三七五東経一四一度〇

七分二九秒一三〇〇の地点

(コ)点は、北緯三八度二〇分二九秒七七三一東経一四一度〇

七分二九秒三一四五の地点

(ク)点は、北緯三八度二〇分二九秒八六八五東経一四一度〇

七分二九秒六二四七の地点

(カ)点は、北緯三八度二〇分三〇秒三一七七東経一四一度〇

七分三〇秒七四一五の地点

(コ)点は、北緯三八度二〇分二九秒五四三一東経一四一度〇

七分三一秒二四三八の地点

(ク)点は、北緯三八度二〇分二九秒四七三九東経一四一度〇
七分三一秒二二〇一の地点
(レ)点は、北緯三八度二〇分二九秒四二三八東経一四一度〇

株式会社H E X A 藤木 豊	仙台市若林区大和町三丁目二一五	第一万九千二百五十号	一般建設業 一部建設業 塗装工事業	平成二十六年六月六日
------------------------	-----------------	------------	-------------------------	------------

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第六百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、あぶくま川水系角田地区土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十六年七月十八日

宮城県大河原地方振興事務所

所 長 高 橋 総一郎

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十六年六月二十七日	亀谷 久雄	角田市尾山字横町十六番地	理事
平成二十六年六月二十七日	渋谷 義郎	角田市佐倉字佐倉町四十三番地	理事
平成二十六年六月二十七日	只野 茂	角田市島田字柳町六十四番地二	理事
平成二十六年六月二十七日	佐藤 武敏	角田市高倉字梅ヶ崎二百六番地	理事
平成二十六年六月二十七日	鈴木 榮次郎	角田市豊室字沼下二十六番地	理事
平成二十六年六月二十七日	柄目 利徳	角田市横倉字金谷九十六番地	理事
平成二十六年六月二十七日	渋谷 克彦	角田市坂津田字北向六十八番地一	理事
平成二十六年六月二十七日	佐藤 勇藏	角田市藤田字是入二十五番地	理事
平成二十六年六月二十七日	遠藤 良夫	角田市江尻字東浦三番地一	理事
平成二十六年六月二十七日	面川 義明	角田市岡字深町六十七番地	理事

二 退任した者

平成二十六年六月二十七日	鈴木 昭一	角田市稲置字館下二十三番地	理事
平成二十六年六月二十七日	星 光洋	伊具郡丸森町小斎字前並百三十一番地二	理事
平成二十六年六月二十七日	佐藤 幸治	伊具郡丸森町大内字桜田四十二番地	理事
平成二十六年六月二十七日	佐藤 仁治	伊具郡丸森町館矢間館山字坪石四十一番地	理事
平成二十六年六月二十七日	二階堂 元	角田市角田字柴町九十八番地	監事
平成二十六年六月二十七日	只野 純一	角田市島田字光目内八番地	監事
平成二十六年六月二十七日	遠藤 裕一	角田市稲置字堂下六十三番地	監事

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十六年六月十九日	亀谷 久雄	角田市尾山字横町十六番地	理事
平成二十六年六月十九日	渋谷 義郎	角田市佐倉字佐倉町四十三番地	理事
平成二十六年六月十九日	只野 茂	角田市島田字柳町六十四番地二	理事
平成二十六年六月十九日	佐藤 武敏	角田市高倉字梅ヶ崎二百六番地	理事
平成二十六年六月十九日	鈴木 榮次郎	角田市豊室字沼下二十六番地	理事
平成二十六年六月十九日	柄目 利徳	角田市横倉字金谷九十六番地	理事
平成二十六年六月十九日	渋谷 克彦	角田市坂津田字北向六十八番地一	理事
平成二十六年六月十九日	佐藤 勇藏	角田市藤田字是入二十五番地	理事
平成二十六年六月十九日	遠藤 良夫	角田市江尻字東浦三番地一	理事
平成二十六年六月十九日	面川 義明	角田市岡字深町六十七番地	理事
平成二十六年六月十九日	鈴木 昭一	角田市稲置字館下二十三番地	理事

平成二十六年六月十九日	星 光洋	伊具郡丸森町小斎字前並百三十一番地二	理事
平成二十六年六月十九日	佐藤 幸治	伊具郡丸森町大内字桜田四十二番地	理事
平成二十六年六月十九日	佐々木 高之	伊具郡丸森町館矢間館山字木沼十一番地	理事
平成二十六年六月十九日	二階堂 元	角田市角田字栄町九十八番地	監事
平成二十六年六月十九日	只野 純一	角田市島田字光目内八番地	監事
平成二十六年六月十九日	馬場 茂	角田市神次郎字東高野三番地	監事

○宮城県告示第六百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、迫川沿岸土地改良区の役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十六年七月十八日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 正 木 毅

一 就任した者

平成二十六年七月一日	千葉 敏彦	登米市米山町中津山字筒場埜二百五十四番地	理事
平成二十六年七月一日	星 信悟	登米市南方町大西二十一番地	理事
平成二十六年七月一日	石崎 琇一	登米市米山町中津山字西千貫二百六十四番地	理事
平成二十六年七月一日	三浦 市男	登米市迫町北方字小田八十六番地	理事
平成二十六年七月一日	佐藤 養一	登米市米山町西野字上小路前百十三番地	理事
平成二十六年七月一日	木村 忠市	登米市米山町中津山字六軒屋敷六十三番地二	理事
平成二十六年七月一日	門間 富士雄	登米市豊里町上谷地五十九番地二	理事
平成二十六年七月一日	村田 則顕	登米市南方町後屋敷待井九十二番地	理事

二 退任した者

平成二十六年七月一日	渡邊 幸作	登米市南方町堂地四十三番地	理事
平成二十六年七月一日	泉 敬志	登米市米山町西野字新町五番地	理事
平成二十六年七月一日	遠藤 憲一	登米市南方町中須崎百六十二番地一	理事
平成二十六年七月一日	高崎 好一	登米市米山町中津山字の場九番地	理事
平成二十六年七月一日	佐藤 栄吾	登米市迫町北方字峯百四十番地	理事
平成二十六年七月一日	三塚 正恵	登米市迫町新田字山ノ神六十八番地	理事
平成二十六年七月一日	遠藤 富士男	登米市迫町北方字飯屋二十八番地	監事
平成二十六年七月一日	佐藤 秀夫	登米市米山町中津山字柳測二十四番地	監事
平成二十六年七月一日	佐藤 邦彦	登米市南方町茶臼森前五十七番地	監事

平成二十六年六月三十日	千葉 敏彦	登米市米山町中津山字筒場埜二百五十四番地	理事
平成二十六年六月三十日	星 信悟	登米市南方町大西二十一番地	理事
平成二十六年六月三十日	石崎 琇一	登米市米山町中津山字西千貫二百六十四番地	理事
平成二十六年六月三十日	佐藤 秀夫	登米市米山町中津山字柳測二十四番地	理事
平成二十六年六月三十日	三浦 市男	登米市迫町北方字小田八十六番地	理事
平成二十六年六月三十日	星 忠嘉	登米市迫町新田字西坂戸四十一番地五	理事
平成二十六年六月三十日	佐藤 養一	登米市米山町西野字上小路前百十三番地	理事
平成二十六年六月三十日	木村 忠市	登米市米山町中津山字六軒屋敷六十三番地二	理事
平成二十六年六月三十日	門間 富士雄	登米市豊里町上谷地五十九番地二	理事

公 告

平成二十六年六月三十日	村田 則 顕	登米市南方町後屋敷待井九十二番地	理事
平成二十六年六月三十日	渡邊 幸 作	登米市南方町堂地四十三番地	理事
平成二十六年六月三十日	泉 敬 志	登米市米山町西野字新町五番地	理事
平成二十六年六月三十日	遠藤 憲 一	登米市南方町中須崎百六十二番地一	理事
平成二十六年六月三十日	上野 智 通	登米市迫町北方字峯百三十番地一	理事
平成二十六年六月三十日	千葉 清 幸	登米市米山町西野字平塚二十八番地	監事
平成二十六年六月三十日	中津川 史 郎	登米市南方町山成百八十三番地	監事
平成二十六年六月三十日	入江 博	登米市迫町佐沼字大網二百七十七番地	監事

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十六年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県・市町村共同電子申請サービス提供業務 一式
 - 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部情報システム課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 - 三 落札者を決定した日 平成二十六年七月十日
 - 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士通株式会社東北支社 仙台市青葉区一番町二丁目三番二十二号
 - 五 落札金額 八千三百七十九万円
 - 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 七 入札の公告を行った日 平成二十六年五月三十日
- 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
- 平成二十六年七月十八日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

岩沼市下野郷字新開迎百二十三番並びに百二十三番、百二十四番二、百二十番四及び三百十一番一の各一部
名取市閑上字庚申塚八十七番地
有限会社佐藤運送

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

黒川郡大衡村大衡字赤坂三番四の一部、三番四の一部、同字待井沢六十一番二の一部、六十一番四の一部、六十三番六の一部、六十三番七の一部、六十三番十の一部
東京都港区新橋一丁目六番五号
日本道路株式会社

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

日本道路株式会社

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があったものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県七ヶ浜町花洲浜字五月田五十番十、五十番十五、五十番十九、五十番二十、五十番二十一、五十番二十三、五十番二十五、五十番二十六、五十番二十七、五十番二十八、五十番二十九、五十番三十、五十番四十、五十番四十一、五十番四十二、五十番五十、五十番五十三、五十番五十四、五十番五十六、五十七番、七十五番九、七十五番十、七十六番一、七十六番二、七十七番一の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

七十八番一の一部及び七十九番並びに同字安場十五番三及び十六番六
七ヶ浜町

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十六年七月十八日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
巨理郡巨理町吉田字大谷地七十八番、八十番二、八十番四、八十番五、八十番七、八十番十五、八十番二十、八十番二十一、八十番二十二、八十番二十三、八十番二十四、八十番二十八、八十一番一及び八十一番三並びに同字流一番一、一番四、一番三、一番四、一番五及び一番三並びに同字堰下七十九番一、七十九番六、八十番一及び八十番五
巨理町

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第5号

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成26年7月18日

宮城県公安委員会委員長 鎌田 宏
警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

警察署の下部機構に関する規則(昭和29年宮城県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「石巻警察署 蛇田交番 石巻市蛇田字芋藪町9番地3」を

「石巻警察署 蛇田交番 石巻市恵み野一丁目8番地1」に改

める。

別表第4号沼警察署の表早股駐在所の項中「里の社三丁目まで」の次に「玉浦西一丁目から玉浦西四丁目まで」を加える。

別表第4大和警察署の表成田交番の項中「明石台八丁目」を「明石台九丁目」に改める。

別表第4石巻警察署の表蛇田交番の項中「丸井三丁目まで」の次に「恵み野一丁目から恵み野六丁目まで」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○宮城県公安委員会告示第88号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。
平成26年7月18日

宮城県公安委員会委員長 鎌田 宏

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員としての資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で平成25年、26年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の一部科目が免除となる者	平成26年8月20日から平成26年10月31日まで	仙台市泉区市名坂字高倉55番地 宮城県運転免許センター
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成26年7月18日(金)から平成26年8月13日(水)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜、日曜及び祝日を除く。)

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉55番地
宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

平成26年7月18日(金)以降(土曜、日曜及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター(宮城県警察本部交通部運転免許課)

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課にお問い合わせること。

問い合わせ先の電話番号 022-373-3601(内線221・222)